

令和元年6月5日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第38号	秩父市教育委員会委員の任命について……………	1
議案第39号	専決処分について（秩父市税条例の一部を改正する条例）……………	2
議案第40号	専決処分について（秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例）……………	9
議案第41号	専決処分について（秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）…	12
議案第42号	秩父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例……………	15
議案第43号	秩父市介護保険条例の一部を改正する条例……………	16
議案第44号	秩父市工場誘致条例の一部を改正する条例……………	17
議案第45号	秩父市下水道事業審議会条例……………	18
議案第46号	秩父市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会条例……………	20
議案第47号	令和元年度秩父市一般会計補正予算（第2回）……………	23
議案第48号	令和元年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）……………	28
議案第49号	令和元年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）……………	31
議案第50号	工事請負契約の締結について……………	32

議案第38号

秩父市教育委員会委員の任命について

秩父市教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 (略)

氏 名 松本和雄

生年月日 (略)

令和元年6月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市教育委員会委員新井正夫は、令和元年6月21日に任期が満了するので、後任を議会の同意を得て任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により提出する。

議案第 39 号

専決処分について

秩父市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市税条例の一部を改正する条例

秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第4項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同条第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第1

5条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第20項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の

市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は秩父市税条例の一部を改正する条例（平成31年秩父市条例第5号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の秩父市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお

従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第40号

専決処分について

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年6月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

秩父市都市計画税条例（平成17年秩父市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第16項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の秩父市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは、「第48項若しくは第49項」とする。

議案第 4 1 号

専決処分について

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第42号

秩父市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

秩父市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年秩父市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秩父市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

令和元年6月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率及び償還方法について、所要の改正を行いたいため。

議案第43号

秩父市介護保険条例の一部を改正する条例

秩父市介護保険条例（平成17年秩父市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「25,920円」を「22,680円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,680円」とあるのは、「37,260円」とする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,680円」とあるのは、「43,740円」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秩父市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和元年6月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

消費税率引上げによる低所得者の保険料軽減強化に伴い、介護保険料率について、所要の改正を行いたいため。

議案第44号

秩父市工場誘致条例の一部を改正する条例

秩父市工場誘致条例（平成17年秩父市条例第216号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秩父市工場等誘致条例

第1条中「新設若しくは移設する者又は既存の工場等を」を「新設する者又は既存の工場等を移設若しくは」に改める。

第2条第1号中「準工業地域」の次に「、公共施設、企業等の跡地及びその隣接地を再開発する目的で市が同法第12条の4及び第12条の5に基づいて定める地区計画（以下「地区計画」という。）の区域」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 工場 営業活動のため、物品の製造、流通、加工及び修理等又は研究の目的に使用する施設をいう。

第2条中第8号を第10号とし、第3号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 特定施設 地区計画の目標に合致するものとして市長が特に認める施設をいう。

(4) 工場等 工場及び特定施設をいう。

第3条第1項中「新設若しくは移設又は」を「新設又は移設若しくは」に改め、同条第2項中「前項第1号」を「工場に係る前項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特定施設に係る第1項第1号の奨励金の種類は、奨励金Aとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

一定の条件の下、特定の施設を補助対象とすることにより、産業経済の振興と雇用の拡大を図りたいため。

議案第45号

秩父市下水道事業審議会条例

(設置)

第1条 秩父市下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、秩父市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 下水道事業基本計画に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) その他下水道事業に関し重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秩父市秩父都市計画下水道事業受益者負担金減免等審査委員会条例の廃止)
- 2 秩父市秩父都市計画下水道事業受益者負担金減免等審査委員会条例（平成17年秩父市条例第245号）は、廃止する。
(秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。
別表第1第20号を次のように改める。

20 下水道事業審議会委員	会長	日額	6,800円
	委員	〃	6,400円

令和元年6月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

下水道事業の円滑な運営を図るための市長の諮問機関を設置したく、下水道事業審議会に関し必要な事項を定めたいため。

議案第46号

秩父市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）並びに都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、秩父市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 都市計画マスタープランに関すること。
- (2) 立地適正化計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市内の関係機関の代表者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該調査審議が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域整備部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第54号を第55号とし、第47号から第53号までを1号ずつ繰り下げ、第46号の次に次のように加える。

47 都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員	委員長	日額	6,800円
	委員	〃	6,400円

令和元年6月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

都市計画法に基づく基本方針の策定及び都市再生特別措置法に基づく計画を策定するための市長の諮問機関を設置したく、都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会に関し必要な事項を定めたいため。

余 白

議案第 47 号

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）

令和元年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,328 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,112,477 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方債の廃止は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和元年 6 月 5 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方特例交付金		40,000	50,106	90,106
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	50,106	50,106
13 分担金及び負担金		230,909	29,212	201,697
	1 負担金	230,909	29,212	201,697
14 使用料及び手数料		568,368	26,494	541,874
	1 使用料	416,971	26,494	390,477
15 国庫支出金		3,489,907	96,065	3,585,972
	1 国庫負担金	2,729,828	102,831	2,832,659
	2 国庫補助金	749,669	6,766	742,903
16 県支出金		1,726,120	64,856	1,790,976
	1 県負担金	968,162	38,034	1,006,196
	2 県補助金	454,108	26,022	480,130
	3 委託金	303,850	800	304,650
21 諸収入		368,035	907	368,942
	5 雑入	208,430	907	209,337
22 市債		2,594,000	71,900	2,522,100
	1 市債	2,594,000	71,900	2,522,100
歳 入	合 計	28,028,149	84,328	28,112,477

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,318,787	2,162	3,320,949
	1 総務管理費	2,671,679	2,162	2,673,841
3 民生費		10,407,670	143,914	10,551,584
	1 社会福祉費	5,005,662	38,950	5,044,612
	2 児童福祉費	4,233,825	104,964	4,338,789
4 衛生費		2,593,392	1,032	2,594,424
	1 保健衛生費	869,321	1,032	870,353
7 商工費		616,610	237	616,847
	1 商工費	616,610	237	616,847
10 教育費		2,683,714	88,645	2,595,069
	1 教育総務費	443,193	800	443,993
	2 小学校費	553,945	97,100	456,845
	4 幼稚園費	111,021	7,655	118,676
14 予備費		73,811	25,628	99,439
	1 予備費	73,811	25,628	99,439
歳 出 合 計		28,028,149	84,328	28,112,477

第 2 表 地方債補正

(廃止)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
9 秩父第一小学校校舎トイレ改修事業費	71,900	普通貸借又は は 証 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	0	—	—	—

議案第48号

令和元年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）

令和元年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,728千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,416,383千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		1,210,208	23,235	1,186,973
	1 介護保険料	1,210,208	23,235	1,186,973
2 国庫支出金		1,508,151	1,728	1,509,879
	2 国庫補助金	478,476	1,728	480,204
6 繰入金		1,117,837	23,235	1,141,072
	1 一般会計繰入金	967,837	23,235	991,072
歳入	合計	6,414,655	1,728	6,416,383

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		181,281	1,728	183,009
	1 総務管理費	118,740	1,728	120,468
歳 出	合 計	6,414,655	1,728	6,416,383

議案第49号

令和元年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和元年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 公共下水道事業費用	1,053,812 千円	322 千円	1,054,134 千円
第1項 営業費用	952,451 千円	322 千円	952,773 千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	116,586 千円	322 千円	116,908 千円

令和元年6月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

議案第50号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

工 事 名 尾田蒔中学校校舎大規模改造工事
施工箇所 秩父市寺尾2006番地
請負金額 金293,760,000円
請負業者 守屋八潮・黒沢特定建設工事共同企業体
共同企業体構成員 埼玉県秩父市宮側町14番16号
守屋八潮建設株式会社
代表取締役 山口 浩人
共同企業体構成員 埼玉県秩父市山田2696番地7
株式会社黒沢工務店
代表取締役 黒沢 剛
上記代表者 守屋八潮建設株式会社
代表取締役 山口 浩人

令和元年6月5日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

尾田蒔中学校校舎大規模改造工事の請負契約を締結したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年秩父市条例第61号）第2条の規定により提出する。

